

平成29年度

財政健全化審査意見書

経営健全化審査意見書

平川市監査委員



平 監 第 25 号  
平成30年8月9日

平川市長 長尾忠行様

平川市監査委員 鳴海和正



平川市監査委員 佐藤保



平成29年度財政健全化に係る審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、審査した結果、別紙のとおり意見書を提出する。

## 平成29年度財政健全化審査意見

### 第1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類。

### 第2 審査の期間

平成30年7月27日から平成30年8月 9日まで

### 第3 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 第4 審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

健全化判断比率	平成29年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	13.23
② 連結実質赤字比率	—	18.23
③ 実質公債費比率	12.6	25.0
④ 将来負担比率	—	350.0

参考：実質赤字額または連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率または将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載している。

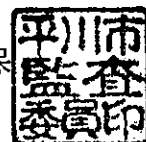
平 監 第 26 号  
平成30年8月 9日

平川市長 長尾忠行様

平川市監査委員 鳴海和正



平川市監査委員 佐藤保



平成29年度経営健全化に係る審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、審査した結果、別紙のとおり意見書を提出する。

# 平成29年度平川市水道事業会計経営健全化審査意見

## 第1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

## 第2 審査の期間

平成30年7月27日から平成30年8月 9日まで

## 第3 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 第4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

比 率 名	平成29年度	経営健全化基準
資 金 不 足 比 率	—	20.0

参考：資金不足がない場合は「—」を記載している。

# 平成29年度平川市下水道事業会計経営健全化審査意見

## 第1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

## 第2 審査の期間

平成30年7月27日から平成30年8月 9日まで

## 第3 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 第4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

比 率 名	平成29年度	経営健全化基準
資 金 不 足 比 率	—	20.0

参考：資金不足がない場合は「—」を記載している。

# 平成29年度平川市簡易水道特別会計経営健全化審査意見

## 第1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

## 第2 審査の期間

平成30年7月27日から平成30年8月9日まで

## 第3 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 第4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

比率名	平成29年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	20.0

参考：資金不足がない場合は「—」を記載している。